

# 雨水貯留浸透施設設置費補助金

## よくある質問 Q&A 雨水タンク編

### Q. なんで補助金の制度があるの？

- A. 近年、宅地化の進行に伴い、雨水を一時的に溜めたり、浸透させる田畑が減少しています。また、ゲリラ豪雨の頻発により市内の様々な場所で浸水被害が発生するようになりました。市などの行政では対策を進めていますが、行政が行う対策のみでなく、住民の皆さまひとひとれにも雨水流出抑制対策にご協力いただけるよう補助金を交付する制度です。



### Q. 補助金をもらうことができる対象は？

- A. **江南市内の宅地等に設置する雨水排水専用のもので、かつ、工事に要する費用を申請者(所有者)自らが負担するものであれば補助の対象になります。**

但し、以下の条件に該当する場合は補助対象外になるのでご注意ください。

- ・国や地方自治体等が設置するもの
- ・法律や条例に基づき雨水対策のために設置するもの
- ・既に補助金をもらって設置している施設に改変を加えるもの
- ・江南市宅地開発等に関する指導要綱に該当するもの
- ・下水道への切り替え後、浄化槽を転用するもの
- ・その他市長が不適当と認めるもの

例: 家を新築する際に、江南市宅地開発等に関する指導要綱に該当したので、雨水対策を行うことになった。雨水タンクを設置し、雨水対策を行いたいの補助金の申請をする。→対象外!

### Q. 市外在住だけど補助金申請してもいいの？

- A. **江南市内に設置していただくものであれば市外在住の方の申請も対象となります。**  
(例: 市外在住だが市内への新築に伴い施設を設置する場合等)

### Q. 申請をしてから、どれくらいの期間で許可がおりるの？

- A. **おおよそ1週間~10日間で許可がおります。**  
(※ただし、書類不備等があった場合にはもっと時間がかかります。)

### Q. 雨水タンクの補助金はいくらもらえるの？

- A. 雨水タンクの補助額は1施設につき**工事費総額(税込)の9割に相当する額**になります。  
(但し千円未満の端数は切り捨て)また、タンクが雨水を貯留できる**有効貯留量によって限度額が定められています。**

貯留容量		(1施設当り) 補助限度額
100 リットル以上	200 リットルまで	45,000 円
200 リットルを超え	500 リットルまで	100,000 円
500 リットルを超え	1,000 リットルまで	200,000 円
1,000 リットルを超えるもの	地上型	200,000 円
	地下型	300,000 円



補助金計算例  
をいくつか紹介  
します!

※100リットル以上であれば、1万円以下で出来る簡易な雨水タンクは全額補助します。

例1. 有効貯留量: 150ℓ  
見積額: 48,000円  
の場合  
補助金計算:  $48,000 \times 0.9 = 43,200 \approx 43,000$   
有効貯留量 150ℓなので限度額は45,000円  
43,000 < 45,000 より 補助額は43,000円  
(千円未満の端数は切り捨て)

例2. 有効貯留量: 200ℓ  
見積額: 108,000円  
の場合  
補助金計算:  $108,000 \times 0.9 = 97,200 \approx 97,000$   
有効貯留量 200ℓなので限度額は45,000円  
 $97,000 > 45,000$  より 補助額は45,000円

例3. 有効貯留量: 100ℓ  
見積額: 8,500円  
の場合  
100ℓ以上で1万円以下は全額補助  
よって 補助額は8,500円

※計算例はあくまで一例であり、こちらに記載されている金額で必ず設置できるというものではありません。

Q. 工事費総額とは？業者に設置してもらう設置費用なども含めていいの？

A. **工事費総額は施設の製品代金、施設設置に必要な部材の費用、設置工事代金設置工事費用の税込の価格を指します。**  
**但し、設置に不要な費用(補助金申請代行料や自分で設置する場合の設置費等)は補助の対象となりませんのでご注意ください。**

Q. タンクを設置してくれる業者を知りたいんだけど、市の指定業者はあるの？

A. この補助金について**市は施工業者の指定をしていません。**また、業者の紹介等も斡旋になってしまうためできません。ご了承ください。土木・水道・建築業者や農協、ホームセンター、ハウスメーカー等へご相談ください。

Q. 雨水タンクはどれぐらいのサイズの申請が多いの？

A. 過去の実績からみると、**150ℓから250ℓの雨水タンクの申請が多い**ようです。本格的にガーニングをやられる方で1000ℓ～2000ℓの大きなタンクを設置されたケースもあります。

Q. 雨水タンクはどこで売っているの？

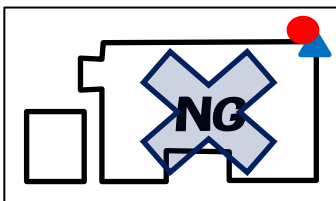
A. **ホームセンターや農協、インターネットの通販等で販売されています。**施工業者に相談すると製品を紹介してくれることもあるようです。

Q. 使わなくなった浄化槽を雨水タンクとして使用する場合は補助の対象になるの？

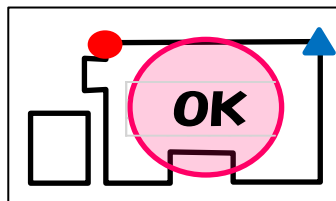
A. 浄化槽を雨水タンクとして転用される場合は地下型の施設とみなすことができるため、**補助の対象になります。**ただし、下水道供用開始区域内においては、別の補助制度の対象となります。

Q. 一度雨水タンクを設置し補助を受けているけど、増設を考えている場合、増設は補助の対象になるの？

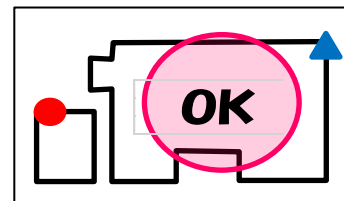
A. **同じ建物でも別の雨どいに新たに設置する場合や、別の建物に設置する場合は補助の対象となります。**しかし、既に補助を受けて設置された箇所への増設は補助の対象となりません、また、一度設置されたものの修理や新品への交換は対象となりません。



例1: 既に設置されている場所への増設



例2: 既に設置されている場所とは別箇所へ増設



例3: 既に設置されている場所とは別の建物へ増設

● 増設を検討している場所

▲ 既に設置されている場所

Q. 補助金の制度を知る前にタンク等の施設を設置してしまった場合は対象になるの？

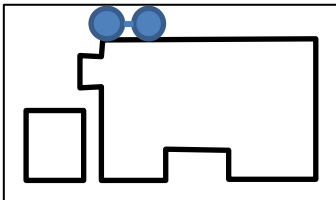
A. **既に工事着手してしまっているものについては補助の対象となりません。**この補助金は工事着手前にどのようなものを設置するか書類審査を行ったものについてのみ補助をさせていただく制度となっているためです。**必ず工事着手前の補助申請をお願いします。**

**Q. 雨水タンクを複数台設置したい場合はどのように計算すればいいの？**

**A. 雨水タンクを複数基設置する場合、2通りの設置方法が考えられるため、以下に示す例に従って計算してください。**

**・複数基を連結して1箇所に設置する場合**

連結する場合→1施設として扱う。



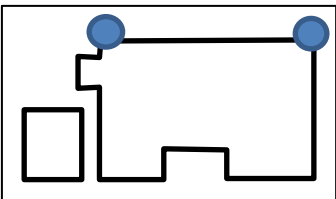
雨水タンクを連結して複数設置する場合、各々の容量を足した1施設として扱います。

計算例 有効貯留量:250ℓ 2基連結  
見積額:1基当り58,000円 の場合  
→有効貯留量250×2=500ℓ  
見積額:58,000円×2=116,000円  
有効貯留量500ℓ、見積額116,000円の雨水タンク1施設と読み替えて計算を行う。

補助金計算:116,000×0.9=104,400  
有効貯留量500ℓなので限度額は100,000円  
104,400>100,000 より 補助額は100,000円

**・複数基を連結せず複数箇所に設置する場合**

連結しない場合→別施設として扱う。



雨水タンクを連結せず複数基設置する場合、それぞれを別の施設として扱います。

計算例 有効貯留量:250ℓ 2基  
見積額:1基当り58,000円 の場合  
補助金計算:58,000×0.9=52,200  
有効貯留量250ℓなので限度額は100,000円  
52,200<100,000 より 補助額は1基当り52,000円  
2基設置のため 52,000×2=104,000円

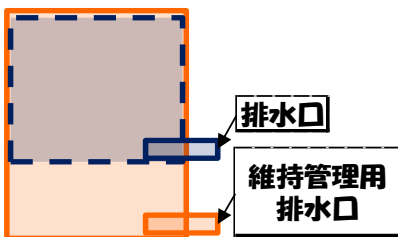
**Q. 有効貯留量と最大貯留量は何が違うの？**

**A. 雨水タンクの製品パンフレットを見ていただくと、製品によっては「有効貯留量」「最大貯留量」という言葉が出てきます。**

有効貯留量とは排水口から排出できる水の量のことを指し、雨が降った時に雨水を溜めることができる容量です。

最大貯留量とは有効貯留量に排水口から排出できない水の量も含めた容量です。

ほとんどの製品には排水口とは別に維持管理用の排水口がついていますが、維持管理用の排水口からしか排出できない水量は有効貯留量には含めません。



最大貯留量

有効貯留量



**Q. 工事費総額が1万円以下なら全額補助と書いてあるけど、1万円から少しだけ足が出てしまった場合はどんな計算になるの？**

**A. 工事費総額が1万円を超えていて、計算した補助額が1万円以下になってしまう場合、補助額は1万円になります。**

また、工事費総額が1万円以下の場合には全額補助となります。

例:見積額11,000円の場合  
補助金計算:11,000×0.9=9,900  
全体の費用が1万円を超えているのに0.9をかけると補助額が1万円を切ってしまうので補助額は10,000円

例:見積額9,980円の場合  
補助金計算:1万円未満のため補助額は9,980円

**Q. 完了届には工事写真を添付すると書いてあるけどどんな写真を添付すればいいの？**

**A. 地上型の場合**

着工前…雨水タンクを設置する場所を撮影して下さい。

完了後…雨どいと雨水タンクを接続している部分が確認できるように全景を撮影して下さい。

**地下型の場合**

着工前…雨水タンクを設置する場所を撮影して下さい。

工事中…雨水タンクが申請通りの規格であることが確認できるように撮影して下さい。

完了後…雨水タンクを埋設した場所を撮影して下さい。

上記項目のとおり撮影したものを添付して下さい。

また、複数設置される場合には、各施設ごとに各項目を撮影し、添付して下さい。



**ほかにもご不明な点等ありましたら  
お気軽にお問い合わせ下さい。**

お問い合わせ先  
江南市役所  
水道部下水道課  
雨水排水グループ  
0587-54-1111  
(内線371・372)

